平成２９年（フ）第１２５７号
福岡県糸島市前原南１丁目４番11―10Ｄ号、前住所福岡市南区那の川１丁目20番11号
破産者　柄本登志博
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第３９２９号
大阪市平野区長吉出戸７丁目１番41号
破産者　濱崎　英樹
1　破産債権の届出期間　平成30年２月14日まで
2　一般調査期日　平成30年３月19日午後２時
平成30年１月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０６号
京都市北区紫竹下本町48番地の１　シャルマン北山堀川ハイツ２ＦＢ
破産者　森下　洋明
1　破産債権の届出期間　平成30年２月23日まで
2　一般調査期日　平成30年４月11日午前10時30分
平成30年１月９日
京都地方裁判所第５民事部破産係

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２１１３号
東京都中央区銀座２丁目14番７号銀座ＯＭビル２階
清算株式会社　株式会社銀座ヨククル
代表清算人　田之上洋一
1　決定年月日　平成30年１月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第３０２８号
大阪府高槻市富田町１―12―３
清算株式会社　株式会社ウイズ
代表清算人　里井　義昇
1　決定年月日　平成29年12月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０６４号
東京都渋谷区広尾１丁目１番39号恵比寿プライムスクエア
清算株式会社　株式会社ジンインターナショナル
1　決定年月日　平成30年１月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２０７７号
東京都渋谷区代々木２丁目５番１号
清算株式会社　株式会社ドンクバイオアンドファーマジャパン
代表清算人　宋　　國鉉
1　決定年月日　平成30年１月５日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については本協定認可決定確定時に免除を受ける。
2　弁済
清算会社の資産は、清算事務の遂行費用に充てるため、弁済に充てる原資はない。
第２　一般債権
1　一般債権の定義
一般債権とは協定債権のうち関連会社債権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　禹偵出
本協定認可決定確定時において、全額免除を受ける。
⑵　株式会社共進倉庫
本協定認可決定確定時において、全額免除を受ける。
第３　関連会社債権
1　関連会社債権の定義
関連会社債権とは、協定債権のうち株式会社トングバイオ製薬が有するものをいう。
2　関連会社債権についての免除
関連会社債権は、本協定認可決定確定時において、全額免除を受ける。
第４　新たな財産が発見された場合
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、一般債権者の株式会社共進倉庫に対し全額弁済し、なお残額の弁済原資がある場合は、株式会社トングバイオ製薬及び禹偵出の各協定債権額の割合に応じて弁済する。
この場合においては、各協定債権者が第２．２⑴⑵及び第３．２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２９年（再）第１号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字西川原78番地
再生債務者　株式会社京都栄養化学研究所
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月30日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成30年２月27日から平成30年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部

平成２９年（再）第２０号
大阪市西成区岸里１丁目３番38号
再生債務者　有限会社シューファクトリーオオタ
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年２月６日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成30年３月13日から平成30年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定

平成２９年（再）第１号
岐阜市黒野176番地５
再生債務者　医療法人社団誠広会
1　決議に付する計画案　平成29年12月19日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成30年２月23日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成30年２月16日
平成29年12月28日　　岐阜地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第４０２号
福岡市東区高美台２丁目52番33号
再生債務者　石村　利之
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月24日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月31日から平成30年２月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第６０号
栃木県宇都宮市西原町600番地38　ウエストフィールズＢ棟102
再生債務者　石井　雅也
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月25日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月８日から平成30年２月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２９年（再イ）第１３８号
埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台143番地２
再生債務者　前田　善正
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月25日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月８日から平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第１４１号
埼玉県川越市神明町66番地29
再生債務者　鈴木　智史
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月25日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月８日から平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部